



## 所得税と市県民税の税率が変わります

### 所得税 平成19年1月分から適用

4段階の税率を、**6段階に細分化**  
(所得税と市県民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)  
 ※下記の別表①参照。

### 市県民税 平成19年6月分から適用

3段階の税率から、**一律10%に**  
(市民税6%・県民税4%)  
 ※下記の別表②参照。

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から市県民税が増えることとなります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

地方分権を積極的に進め、地域の実情にあった行政サービスを行えるよう、税源移譲が行われます。  
 税源移譲は、国税(所得税)と地方税(市県民税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

# 平成19年から 所得税と市県民税が 改正されます

別表① 所得税 改正前・改正後の税率

| 課税所得 (総所得-所得控除)  | 改正前 | 改正後 |
|------------------|-----|-----|
| 195万円以下          | 10% | 5%  |
| 195万円超~330万円以下   |     | 10% |
| 330万円超~695万円以下   | 20% | 20% |
| 695万円超~900万円以下   |     | 23% |
| 900万円超~1,800万円以下 | 30% | 33% |
| 1,800万円超         | 37% | 40% |

別表② 市県民税 改正前・改正後の税率

| 課税所得 (総所得-所得控除) | 改正前                                      | 改正後                                     |
|-----------------|--|---|
| 200万円以下         | 5%<br><small>(市民税3%<br/>県民税2%)</small>   | 10%<br><small>(市民税6%<br/>県民税4%)</small> |
| 200万円超700万円以下   | 10%<br><small>(市民税8%<br/>県民税2%)</small>  |   |
| 700万円超          | 13%<br><small>(市民税10%<br/>県民税3%)</small> |   |

- 所得税と市県民税では人的控除の額に差があるため、市県民税所得割額から負担増の調整をする措置(減額措置)が行われます。

○市県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

「人的控除の差の合計額」「市県民税の合計課税所得金額」のいずれか小さい額の5%を減額します。

○市県民税の合計課税所得金額が200万円超の方

「人的控除の差の合計額」から「市県民税の合計課税所得金額-200万円」を差し引いた額の5%を減額します。

※計算した額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。

- 退職所得に対する特別徴収税額については、平成19年1月1日から市県民税の税率が一律10% (市民税6%・県民税4%) になります。
- 山林所得の五分五乗の規定、変動所得や臨時所得に係る平均課税の規定については、廃止されます。